

重要事項説明書

(介護予防支援又は総合事業の介護予防ケアマネジメントに係る契約書用)

1、事業所の概要

事業所の名称	飛騨市地域包括支援センター
介護保険指定事業者番号	2103300014
所在地	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 古川町総合保健福祉センター ハートピア古川内
	【神岡窓口（ブランチ）】 飛騨市神岡町船津2122番地4（神岡町ふれあいセンター内）
連絡先	電話：0577-73-6233 FAX：0577-73-3604
	【神岡窓口】 電話：0578-82-1456 FAX：0578-82-6664
管理者	都竹 信也
営業日・営業時間	(平日)月曜日～金曜日(祝日、12月29日～1月3日は除く) 午前8時30分から午後5時15分
サービス提供実施地域	飛騨市内

2、事業所の法人概要

法人名	飛騨市
事業所所在地	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号
連絡先	飛騨市市民福祉部地域包括ケア課地域包括支援センター 電話：0577-73-6233 FAX：0577-73-3604
代表者氏名	飛騨市長 都竹 淳也

3、事業所の職員体制等

職員	職務の内容	人員数
管理者	センターの担当職員及び事業の管理の統括	1名
担当職員	指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメントに関する業務 (担当職員は、介護支援専門員、保健師、社会福祉士、経験ある看護師及び高齢者福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事より充てる。)	1名以上の 必要人数

4、利用者負担金

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務については、原則として利用者の負担はありません。

5、事業の目的・運営方針

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものです。

利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び保健医療サービス・生活支援サービス等が、多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。

業務にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または、特定の介護サービス事業者に偏ることのないように公正中立に行います。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいては、利用者自身が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点から利用者の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」、「活動」、「参加」にバランスよくアプローチできるよう飛騨市、居宅介護支援事業者、介護保険事業者のほか一般介護予防事業や住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。

6、相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口へご連絡ください。

【地域包括センターの窓口】 飛騨市地域包括支援センター 受付担当者：井谷 直裕	所在地 飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 電 話 0577-73-6233 F A X 0577-73-3604 受付時間（平日）午前8時30分～午後5時15分
【飛騨市の窓口】 飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係	所在地 飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 電 話 0577-73-7469 F A X 0577-73-3604 受付時間（平日）午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良二丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 電 話 058-275-9826 F A X 058-275-7635 受付時間（平日）午前9時～午後5時

岐阜県国民健康保険団体連合会は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。